

平成27年12月8日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番 松浦君、5番 坂口君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中本正人君）日程第2 一般質問 を行います。

順番8、3番 杉本君。

〔3番（杉本俊彦君）登壇〕

○3番（杉本俊彦君）おはようございます。
年末の地元地域の大掃除と本市北消防署での紀見地区第4班の消防訓練が、この日曜日に行われました。清掃は、地元地域では年に3回やっております。地域によっては実施の詳細は異なりますが、ちょっとしたつながりという意味で、非常に重要な行事であります。

さて、今回、地域包括ケアについてお尋ねします。

厚生労働省では、2025年、平成37年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援及び

サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本市でも、既に、さまざまな取り組みが行われていますが、その取り組み状況と今後の展望について質問させていただきます。

それでは、地域包括ケアについて。

本市の地域包括支援センターについて。

高齢化率が年々増加傾向にある本市では、平成22年から平成27年の5年間で2,438人の増加となっています。また、人口減少する中、今後5年間で1,436人増加し、さらに5年間で、646人増加となり、平成37年の高齢化率は35.3%になると、推計値が本市のホームページで記されております。急激な高齢化が予想されます。そこで、本市の取り組みについてお尋ねします。

①げんきらり～自主運営教室とは何かを教えてください。

②地域ふれあいサロンとは何かを教えてください。

③市の山間部地域の高齢化率は、80%を超える見込みです。こうした高齢者が中心となっても、市の活力を維持し、高齢者がいきいきと今まで以上に健康で明るいまちをつくるためにはどうあるべきかを、市民と協働し、実践していくことが必要と考えていると思います。さて、今回の介護保険法改正により、地域支援事業に追加された事項、下記の1から4をどのように進めていきますか。

1、介護予防事業・日常生活支援総合事業。

2、医療介護連携推進事業。

3、生活支援体制整備事業。

4、認知症の総合的支援事業。

続きまして、④平成37年に本市の高齢者、高齢者は65歳以上ということによっておりま

すが、2万人を超えると推計される中で、橋本さわやか長寿プラン21の施策体系、ここ第6期、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年から平成29年末）、この基本理念、人権を尊び、地域の連携を深め、健やかで安心して暮らせるまちづくりを進めています。下記の基本目標1から5に対して、平成27年11月現在、どのような取り組みをされてきましたか。また、平成29年度末までの取り組み予定も含めてお願いいたします。

基本目標1、総合的な介護予防の推進。

基本目標2、地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実。

基本目標3、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進。

基本目標4、介護保険サービスの充実及び質の向上等利用者支援の推進。

基本目標5、生きがいの充実と安全で安心なまちづくりの推進。

⑤市と地域が一体となった介護予防を進めることが2025年型のまちづくりにとって最適な手法ではないかと考えた理由は、既に介護予防を目的とした事業をされている施設はどこにあるのでしょうか。何箇所ありますか。既にあるならば、その取り組み方法を事例を挙げて説明してください。まだの地域では、その地域に勉強に行くなり、行って取り組みを見ると参考にできるはずです。

以上です。

○議長（中本正人君）3番 杉本君の質問、地域包括ケアに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）おはようございます。

一点目のげんきらり～自主運営教室についてお答えします。

げんきらり～教室とは、和歌山県と和歌山

大学本山貢教授によって開発された介護予防プログラム、和歌山シニアエクササイズで、橋本市では介護予防教室のメニューの一つとして、平成17年より実施しています。

このげんきらり～教室のプログラムを受講した方が、各地域で自主運営しているのがげんきらり～自主運営教室で、平成27年11月末現在、橋本市内全域の公民館、集会所等37箇所で開催されています。

各教室とも曜日を定めて週1回以上活動されており、市からも月1回講師の派遣を行うなど、自主運営教室の支援を行っています。平成26年度には延べ3万7,218人の参加がありました。

次に、二点目の地域ふれあいサロンについてお答えします。

地域ふれあいサロンとは、高齢者が気楽に集まり、食事や茶話会、レクリエーション等を通じて、参加者が楽しく憩える場所として地域の有志がボランティアで運営しています。

地域の方々が歩いて参加できる個人の家や集会所等で開催することにより、高齢者の閉じこもり予防や見守りといった効果があります。平成27年11月末現在、橋本市内全域で45箇所あり、月2回から月8回までと実施回数はさまざまですが、平成26年度には延べ2万7,235人の参加がありました。

次に、三点目の今回の介護保険法改正により、地域支援事業に追加された事項をどのように進めていくかについてお答えします。

介護予防・日常生活支援総合事業ですが、本市は、平成28年10月より開始する予定で、現在、準備を進めているところです。この事業では、主に要支援認定者等に対する介護予防・生活支援サービスの提供や、全ての高齢者に向けた一般介護予防事業を行うこととなっています。

要支援認定者については、これまで介護保

険サービスを利用していましたが、本年4月の介護保険法改正により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、市町村が行う当該事業へ移行することとなりました。本市では、平成28年10月1日より事業を開始することとしております。そのため、事業開始に向けて、介護保険サービスにかわる事業としての生活支援や、介護保険サービスにはできない、もっと広い意味での生活支援体制を整えていく必要があります。

総合事業に実施は、市町村のほか、既存の介護保険サービス事業所をはじめ、NPO法人や住民団体等多様な方々によって行うことができますので、地域住民の皆さんに情報提供をしながら、担い手になっていただける方を増やしていきたいと考えています。

また、通所型のサービスの実施場所については、地域の身近な場所にある公民館、集会所等、さまざまな建物を活用して行うことも可能です。総合事業を始めるにあたっては、これまでとは全く違う取り組みをしていくということではありません。現在、本市で行われている住民主体の取り組み等を十分に生かしながら、支援が必要な高齢者が地域の中で生活していける仕組みづくりを、地域づくりの視点で進めていきたいと考えています。

医療介護連携推進事業については、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進。医療・介護関係者の情報共有の支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、在宅医療介護連携に関する関係市町村の連携の八つの取り組みを行うこととされています。今後、医療と介護の両方を必要とする高齢者等がますます増加します。切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制は、在宅生活を支

える上で欠かせません。現在、伊都医師会で作られている医療と介護の連携協議会では、伊都管内の医療関係者や介護関係者、地域包括支援センター等が集まり、定期的な会議を開催しています。その中で、情報交換や連携方法の構築、セミナーの開催等について取り組みを進めているところです。

生活支援体制整備事業については、総合事業を進める上でも重要な事業です。この事業では、生活支援コーディネーターや、さまざまな分野の方々に構成する協議体を設置することとなっています。本市では、コーディネーターを橋本市社会福祉協議会に委託し、この事業を進めていくことにしています。協議体の設置に向けては、さまざまな生活支援に関係する分野の方々に参加していただけるように働きかけていく予定です。

認知症総合支援事業については、主な取り組みとして、認知症の初期段階の方への対応を行う、認知症初期集中支援チームを立ち上げることとなっており、今年度中に開始できる見込みです。

次に、四点目の、第6期橋本市保健福祉計画及び介護保険事業計画における基本目標1～5に対する現在までの取り組みと今後の予定についてお答えします。

まず、基本目標1、総合的な介護予防の推進についてお答えします。

この中では、重点的な取り組みとして、効果的な介護予防の推進を定めています。

まず、11月現在までの取り組みについてお答えします。冒頭にも述べたとおり、各地域の中で、ふれあいサロンやげんきらり～自主運営教室が開催されています。地域の中で、さまざまな高齢者が交流し、活動する取り組みは、介護予防に効果的であると同時に、支え合いの地域づくりのきっかけにもなります。

今後、総合事業が開始した後も、身近な地

域で介護予防の取り組みができるよう、現在、まだ活動がない地域にも、地域の実情に合った取り組みができるよう支援していきたいと考えています。

次に、基本目標2、地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実についてですが、まず、11月現在までの取り組みについてお答えします。これについては、地域包括ケアシステムを構築するため、先に述べたとおりシステムの一部である介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けた準備を進めています。具体的な準備や取り組みとしては、要支援認定者の現在の介護保険サービスの利用状況分析、介護保険事業関係者等への説明会の実施、市内のNPO法人等社会資源の把握、事業実施意向の聞き取り、事業メニューの検討等です。

次に、基本目標3、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進についてですが、昨年度末に作成した認知症ケアパスを、市内の医療機関、介護保険事業所等の関係機関、認知症サポーターや介護者等へ配布し、活用を呼びかけました。また、認知症等により行方不明のおそれのある高齢者等に対応するため、見守り安心ネットワーク構築の準備を進め、今年度中に立ち上げる予定です。高齢者虐待についての相談は11件あり、確認訪問や成年後見制度等の制度の利用等で対応しています。平成29年度末までの取り組み予定としては、認知症に関する理解啓発や相談の充実、予防や早期対応、介護者支援などに努め、高齢者が認知症や寝たきり等で介護が必要な状態となっても、尊厳を持って生活ができるよう、引き続き、地域包括支援センターにおいて取り組んでいきます。

基本目標4、介護保険サービスの充実及び質の向上と利用者支援の推進についてですが、ここでは地域包括ケアシステムの構築に向け、中・長期的な視点から、居宅サービスや地域

密着型サービス、施設サービスをどのように充実していくかを検討し、施策の方向などを定めています。

まず、11月現在までの取り組みについてお答えします。介護保険サービスの充実として、年々増加する特別養護老人ホームへの入所待機者数の減少を図るため、第6期計画に特別養護老人ホーム60床の整備を盛り込みました。そして、平成29年度中の開設に向け、本年8月に老人福祉施設等整備に関する選定委員会を開催し、特別養護老人ホームの整備・運営を希望する事業者を選考し、市から県に対し整備希望者として推薦しています。今後、県の予算が成立しましたら、平成28年度より整備着手となる予定です。

また、認知症対応型共同生活介護（いわゆるグループホーム）についても、利用者の増加に伴い施設が不足していることから、今期計画に18床の整備を盛り込みました。このグループホームの整備についても、平成29年度中の開設に向け、現在作業を進めているところです。

次に、平成29年度末までの取り組み予定についてですが、まず、グループホームについて、予定どおり開設できるよう、事業者の選定等引き続き作業を進めていきます。

また、良質なサービス提供の確保を図るため、今後ともケアマネジャーやサービス事業者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、利用者から寄せられる各種相談や苦情に対しても、地域包括支援センターや市担当課、県等と連携しながら、迅速な対応に努めていきます。

さらに、本市では、介護保険サービスの資源は比較的充実しているものの、短期入所生活介護（いわゆるショートステイ）や、重度の在宅生活を支えるために重要とされている定期巡回・随時対応型訪問介護や夜間対応型

訪問介護等のサービスの供給不足が課題となっています。残念ながら、昨年、市内の法人にアンケート調査した段階では、これらのサービスを提供する意向はありませんでした。本市としては、在宅生活を支えるこれらサービスを他市で提供している事業者に対し、本市でのサービス開始について直接働きかけるなど、整備に向けて努めていきます。

基本目標5、生きがいの充実と安全で安心なまちづくりの推進について、現時点での取り組み状況についてお答えします。高齢者が生きがいを求める活動としては、ボランティア活動や老人クラブ活動、スポーツ、就労など、さまざまな活動が考えられます。

まず、就労については、シルバー人材センターにおける新事業への支援を行っており、11月からは地域のお助け隊事業の活動を開始しました。また、老人クラブ活動については、会員の拡大への協力として、介護予防教室の開催など、引き続き、地域の方々が興味を持って参加しやすい事業の展開を行っています。

また、高齢者の中には、ボランティア活動に興味を持っている方も多いことから、今年度中にボランティア養成研修を開催する準備を進めています。

今後も高齢者にとって生きがいとなり得る活動の充実を図っていきます。

また、安心なまちづくりの推進としては、今年度、災害時要援護者の個別計画に向けて、モデル地区で取り組みを進めています。モデル地区である南名古屋地区と学文路地区の要援護者の登録を現在進めており、12月中に導入する災害時要援護者の登録システムも活用しながら、高齢者にとって安全で安心なまちづくりの推進を図ります。

次に、五点目の市と地域が一体となった介護予防を進めることが、2025年型まちづくりにとって最適な手法ではないかと考えた理由

等についてお答えします。

まちづくりの主役は地域住民です。住民が自ら地域に必要な活動を見つけ出し、自主的に続けられることが住民主体の活動にとっては大切です。先に述べたふれあいサロン、げんきらり～自主運営教室等もそのようにして各地域に広がり、継続して実施されています。

市としては、自然発生的に住民の取り組みが始まるのを待つのではなく、地域の中での介護予防や支え合いの取り組みに対してのビジョンを持ち、住民主体の活動が生まれる工夫をしていきます。取り組みが始まったら、継続を支援するために、市は必要に応じてノウハウの提供やバックアップ、活動グループ同士の交流の場づくり等を行っています。

また、介護予防教室の開催を通して、老人クラブやふれあいサロン等の参加者の知識や意欲を高め、それぞれの活動に生かしていただいています。今年には既に29団体からの依頼を受け、合計53回の教室を行いました。

高齢化率が35%を超えると予想されている2025年には、全地域において、支援や介護の必要な高齢者が増えることが予想されますが、住民同士の支え合いのある地域づくりに今から取り組んでいくことで、できるだけ長くなじみの地域で生活し続けることが可能になると考えます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）全体を通しての質問でもよろしいですか。1番から順番に行ったほうがよろしいですか、大きく。それでは、全体を通してお尋ねします。

第7期の橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画についてであります。これから進めたいことというものがホームページの中に載っておるんですけども、これから

進めたいものの中で、地域で活躍している組織・団体と一緒に新しい総合事業をつかっていくということでありました。

その中で、1番、橋本市社会福祉協議会、2番、橋本市シルバー人材センター、3番、有償ボランティア活動を行うNPO法人、4番、組合民間企業など、5番にげんきらり～、ふれあいサロンという住民主体の団体が、5番目に入っております。1番から4番までは有償といおうか、お金の発生があるので、ビジネスとして業者があれば受けていただくことは可能かと私は思っておりますが、5番のげんきらり～、ふれあいサロンなどの住民主体の団体というのがある場合、これはお金が発生しない団体であるというふうに思っておりますが、それはそのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のご質問の内容が介護予防・日常生活支援総合事業の展開にかかわる部分であるのかなというふうに考えます。その中では、基本的にはその地域の実情に応じて、地域における社会資本を十分活用していくということで、その中には、今、議員おっしゃられた、いわゆる、現在、介護の事業者としての、ある意味、ビジネスとしての部分と、それから、ボランティア活動、無償でというところの活動、それも社会資源として幅広くあるということになるかと思えます。

まず、その中で、実際のところ、実務的には、平成28年10月から移行するわけですが、そのときには、みなし指定、本年4月にみなし指定されている、いわゆる、議員の表現で行きますと、ビジネスベースでやられている介護事業者の方はみなし指定されますので、それでまず移行をする予定です。

その次に、移行した後に、多様な取り組み

主体を、我々の立場からいえば、探していく、あるいは育成していく、あるいは手を挙げていただくというようなことで参加していただくというようなことを想定しております。そういうようなことから、議員、今、おただしの、いわゆるビジネスベースのものから、いわゆる無償のボランティアのものまで想定はしておるといふようなことで、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）私は、5番のげんきらり～、ふれあいサロンなどの住民主体の団体の部分を、すごくちょっとどうやって集めるのかなというのが気になっておりまして、まず、地域で能力のある人材に集まってもらうというのは、今の説明では、もともと今あるふれあいサロン、げんきらり～をやっている方などをお願いするような形だったんですけども、先日、ふれあいサロンをされている方に聞いて、こういう形で市がなった場合、どのように、全然知らん人来てても言うて、話ししたんですが、知らん人来たたらあかんして。今、月に2回されている方だったんですけども、それが毎週でも行けるのかなと聞いて聞いたら、それはもう、そんな毎週って言われたらもうようせんわというふうな形やって、これから、行政と住民との間で折衝が始まると思うんですけども、この中に能力のある人材というのを考えた場合、地域の自治会とかNPO、老人会、消防団、子ども会、青年会、婦人会、民生委員、保護者会、何の保護者会かというのはちょっとよくわからないですけども、保護者がおるんであればいいだろうということで入れたんですけども、そのような人材の方たちを、無償でまちづくりのためにお願いしようとしているのではないかなと思ったので、どのような形でお誘いしていくのかなということをお聞かせく

ださい。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）うちのスタンスを申し上げますと、まず、地域の中にどのような社会資源があるのか、まず、これを把握していくということで、どのような取り組みがなされておるのか、あるいは、どんな活動、どんな介護予防に有効な活動がされているのかというのを、まず把握させていただきたい。これについては、答弁の中にありました、生活支援コーディネーター等々が行うということを我々、現時点、想定しております。

次に、答弁の中にありましたビジョンを持ってという部分なんです、そのときの我々の考え方、いわゆる少子高齢化が非常に進んでいくというふうなことをご認識いただくようなPRをまずする。その次に、この地域としてはどうあるべきか、各地域によって実情がいろいろ異なると思いますので、そういうふうな意識を持っていただけるようなPR、地域づくりとしてのPRに取り組んでいきたい。そのことから、今、議員おっしゃられているボランティア部分、あるいは、うちがある程度支援する云々のところがあるんですけども、そういうふうな情報提供なり、地域の方々から自らこういうふうなことをやりたいとか、していくべきだというふうな自発的なことを申し出いただくのが一番、理想的、これ、理想的な話です。ただ、うちのほうからは当然、情報提供という形で、こういう先進的な事例がありますよというご提案なり、お願いというか、協力依頼をしていかざるを得ないのかなというふうに、その部分については考えております。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）地域の力で、地域貢献意欲を有する方、地域福祉を推進する拠点地域の高齢者の拠点としての機能の高い活動意

欲を持っている人を集めるという形で進められるというふうに認識しました。今、国もこれを進めておりますが、一番難しいのがこの住民にもう任せると言おうか、住民の中でやってもらうという、行政側からしたら非常にやりにくいところというか、わかりにくいところというか、発表しにくい場所かなというふうに考えております。

今、橋本市には全部で、字が78箇所。字がという言い方がいいんですかね。私の住んでいる胡麻生だとか、この辺やったら東家だとか市脇とかいうと思うんですけども、高野口も何箇所かありますし、隅田も何箇所かあります。全部、橋本市に、ネットで見ていたんですが78箇所の区、字がありましたが、一体、どれぐらいの、今、ホームページには、中学校単位というふうに書かれて、学校のある校区単位だというふうに書かれているんですけども、そんな全然足らんように思いますので、規模的にも住民の家を使うとかそういう形になると思うんですけども、何箇所ぐらいがいいかなというふうに予想されますでしょうか。

すいません、げんきらり～の場所とふれあいのサロンの場所ですけれども、数、お願いします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）数、地域の話をしていただいておりますが、げんきらり～につきましては、現在37箇所というふうにご答弁させていただきました。この37箇所につきましては、今年に1箇所増えているという、そういうような状況で、言いかえればそれぐらいのスピードで増加してきているということで、実際、最終的な地域の数とか、箇所という数字は、現時点まだ持っていませんが、て申しますのは、こういうふうな自主的な住民主体の活動というのは、実はかなり時間が

かかります。すぐできるものではございません。

まず、こういう介護予防・地域支援総合事業にまず移行するんですが、その後、地域にコーディネーター等を中心に入っていくというか、いろんなご意見をお聞きしながら組み立てていきたいというふうに考えております。

現時点、今、いろいろお話ある橋本さわやか長寿プラン21の計画では、いわゆるエリアというのは、市内全域というふうになっております。いわゆる地域包括支援センター1個と、その1地域。それが、いわゆる、おっしゃられました、中学校区域という国の示し方、あるいは、さらにブレイクダウンして小さい地域というふうになってくるのかなというふうに考えるんですが、それは、今後時間をかけて取り組んでいきたいという部分でございます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）ありがとうございました。国が要支援1、2というのをなくすような形で、こういうふうな形の包括ケアを進めるというのは、お金がないからじゃなしに、面倒を見てくれる人がいないという、その原状を踏まえての、こういうふうな法改正というか、形をつくっていかうとしておる中で、将来の予想や推測で質問に答えることは、行政にすると苦手な部分だと感じておりますが、今までの行政では、ハードな都市計画で全て進めていって、得意な部分やったかもしれませんが、今後、ソフトなまちづくりは、今から始めなければならぬことなので、これを踏まえて新しい総合事業を推進することで、各地域に合った多様なサービスの充実を図るとともに、地域コミュニティをさらに活性化させ、高齢者が互いに支え合う仕組みを中心としつつ、地域に住んでいる方とともに高齢者が目標と生きがいを持ち、生きること

望と自信を持って暮らせる橋本市をめざしていきたいと思っております。

さまざまな取り組みの中で、いいものも再考すべきものもありますが、結果が見えやすいもの、系統的に実施しやすいものになりがちですが、それは行政の得意分野で重要であります。日頃のあいさつや掃除などといった日常的なつながりも取り入れなければ、真の地域包括ケアシステムとは言えません。そのところ、自治会や消防団、班、民生委員などとのつながりといった既存のグループとどう連携していくかがポイントになります。結果が見えやすいものと見えにくいもの、両輪を回すべきであります。

既に、行政は高齢者の方々に話を聞くことを進めていると思いますが、私たち議員は行政よりも地域に近い側面があります。私も地域と行政の橋渡しとして行動していきたいし、いきます。さまざまな主体と連携していけるように考えていただきたい。国が進める地域包括ケアシステムは、今までで施設建物をつくっていた方法のまちづくりから、一步、住民の自主組織に入り込む、ソーシャルキャピタルを進めるいい方法だと考えています。本市に地域包括システムを組み込んでいく中で、頼りになるのは近所の人であることの再認識や、地域活性や暮らしやすさの再発見ができるので、すばらしいことだと思います。

また、県内で、最先端で取り組んでいくという市の心意気に感謝したいと思います。都市計画のような目にわかる形で進められるものではないので、進めにくいと思いますが、恐れず前向きに進めていただきますようお願いして、私の質問は終わります。

○議長（中本正人君）3番 杉本君の一般質問は終わりました。

この際、10時25分まで休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

